

せいほく

西北教育事務所便り

No.64

令和7年7月16日

青森県教育庁 西北教育事務所教育課
住所：五所川原市栄町10
Tel 0173-34-2111(代) 35-2170(直)
Fax 0173-33-3663

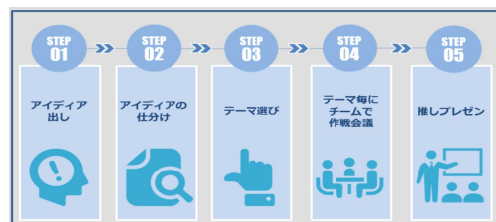
西北の課題「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成に向けて
特に推進すべき事項

- 1 確かな学力を身に付ける授業づくり
- 2 道徳教育や生徒指導等の充実
- 3 教職員としての資質能力の向上



令和7年度 学校業務改善伴奏型事業 「教職員みんなで業務改善に取り組んでみませんか？」

青森県教育庁教育政策課では、公立学校における教育改革支援事業の一つとして、令和6年度から、学校が自発的・主体的に働き方改革を行うことができるよう、外部コンサルタントを活用した伴奏型支援事業を実施しています。令和6年度の対象は県内各事務所から1校のみということで、五所川原市立金木小学校で行われました。外部コンサルタントのファシリテートにより、右のような流れで校内のワークショップが進められました。短い時間で先生方から学校を改善するためのアイデアが出され、仕事に対する意識や考えに変化が生まれました。



令和7年度については、事業内容を拡大し①業務改善校内ワークショップ、②研修会等への講師派遣の2種類のメニューがあります。また、対象や回数も県内公立学校等へ100校程度と広げて募集したところ、西北教育事務所管内では7つの小・中学校や団体から申込みがあり、実施することとなりました。

メニュー	団体名	実施日
①業務改善校内ワークショップ	つがる市立木造中学校区4校	7月2日(水)
	こどもり学園(中泊町立小泊小・中学校)	7月29日(火)
	五所川原市立栄小学校	8月27日(水)
	板柳町立板柳北小学校	9月24日(水)
	鰯ヶ沢町立鰯ヶ沢中学校	令和8年1月13日(火)
②研修会等への講師派遣	西北小中学校教頭会	7月24日(木)
	西北小学校校長会	令和8年2月6日(金)

【令和7年7月1日現在】

また、教育政策課「学校の幸せ推進室」から、令和7年3月に県内小・中学校の働き方改革の取組事例集が示されています。各学校におかれましては、これらの活用を図りながら、実質的な業務改善を進め、教師とこどもが向き合うための「創造的余白の時間」を創り出してくださるようお願いいたします。

「小・中学校における働き方改革取組事例集」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/files/jireisyu2.pdf>



令和7年度 初任者研修コーナー



歓迎 西北の教育の未来を担う27名の初任者のみなさん

令和7年4月1日(火)に五所川原合同庁舎において「新規採用教職員辞令交付式」が開催されました。令和7年度採用の小・中学校教諭24名、養護教諭2名、主事1名に高橋秀樹所長から、教職員として使命と責任を感じながら真摯に職務に取り組み、信頼できる教職員として活躍することを期待して、一人一人に辞令が手渡されました。



所長から直接辞令を受け取り、「よろしくお願いします」の言葉がけに、教職員としての責任の重さを感じ、改めて気持ちを引き締める様子が見受けられました。

また、辞令交付式後に行われた「赴任時研修」では、教育課長の講話や教職員の服務及び初任者研修に係る説明を通して、教職員としての心構えや教育公務員としての服務規律の確保のほか、今後の初任者研修の進め方について理解を深めました。



西北の教育の未来を担う新しい仲間27名をどうぞよろしくお願いします。

初任者研修の「示範授業研修」が小学校は6月10日(火)、中学校は6月19日(木)に行われました。初任者は、示範授業や一般授業を参観し、授業づくりのみならず児童生徒への接し方や個々の躰きへの対応等、多くの学びを得る時間となりました。示範授業を実施した2人の先生には、示範に相応しい素晴らしい授業を公開していただきました。ご協力ありがとうございました。

【示範授業者】

小学校	中泊町立中里小学校	教諭	大高	美奈子	先生
中学校	板柳町立板柳中学校	教諭	鈴木	聡子	先生

今年度も
やっています!

令和7年度 AOMORI小・中学校外国語教育 ワークショップ



昨年度に引き続き、今年度もAOMORI小・中学校外国語教育が開催されています。既に第2回までは終了し、全県同一日のオンラインにより、以下の内容で協議会が行われました。

第1回	言語活動及び言語活動を通じた指導の充実
第2回	目標と指導と評価の一体化について



今後の予定

第3回	ICT（タブレット端末やデジタル教科書）の効果的な活用について 9月4日（木） オンライン 対象:希望者
第4回	小・中連携による事例紹介、AOMORI ENGLISH PACKAGEの活用に係る事例紹介、小中混合グループでの情報交換、授業について考えるワークショップ等の内容を予定 11月10日（月）会場:つがる市生涯学習交流センター「松の館」 対象:各校（小・中）1名以上

開催日が近づきましたら、詳細をお知らせします。

多くの先生方の参加をお待ちしております。

充実支援訪問もご活用ください。要項はこちら。



今一度ご確認ください

生徒指導に関する文書



文部科学省

1 いじめの重大事態の調査に関するガイドラン改訂版【令和6年8月】

重大事態調査への学校や関係者との対応、児童生徒等への事前説明の手順や説明事項、調査すべき調査項目の明確化などが示されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm



青森県教育委員会

2 不登校児童生徒に関する検討会議提言書【令和6年9月】

不登校児童生徒への支援について、「学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒」などのケースを3つに分類して、具体的な支援方法が示されています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/teigenn.html>



《 教職員の服務規律の確保について ～総務課から～ 》

県教育委員会では、コンプライアンスに係る教職員の意識の向上を図るため、これまでも機会あるごとに各種研修や通知により、教職員の服務規律の確保について、周知しているところです。しかしながら、依然として、飲酒運転や窃盗などの重大な非違行為、交通違反・事故、体罰が発生している状況にあります。

(参考) 過去3年間における県教育委員会全体の懲戒処分状況

	戒告	減給	停職	免職
令和4年度	4件	1件	2件	1件
令和5年度	4件	2件	2件	7件
令和6年度	12件	6件	1件	1件

教育公務員は、他の公務員よりも高い規範意識が求められており、教職員一人一人が服務規律を遵守することの重要性をより一層深く認識することが重要であり、教職員個人の身勝手な行動が、児童生徒、保護者、地域住民等の信用・信頼を大きく損ね、多くの教職員の熱意ある地道な取組が無に帰すこととなるため、教職員のコンプライアンスに係る意識の向上が不可欠です。

そこで、様々な事案について、ご紹介しますので、教職員の服務規律の確保に向けた取組の参考としてください。

公金等の不正経理

不正経理とは、授業料等の公金及び学校徴収金等の私費を横領、窃取等の他、自己保管中の流用等不適正な処理をいう。

◆教職員として知っておかなければならないこと

公金は、法令、規則等に基づき厳正に取り扱う必要があります。

また、修学旅行積立金、教材費などの学校徴収金についても、児童生徒のために学校が保護者から預かった金銭であることから、公共性・公益性を有していることを十分に認識し、その会計処理は、公金に準じた厳正な取扱いが必要です。

このため、公金や学校徴収金等について、不適正な、あるいは不明朗な取扱いがあれば、学校に対する県民の信頼を大きく損なうこととなります。

※ 懲戒処分標準例

区 分	標準処分例
公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金（以下「公金等」という）を横領した職員	免職
公金等を窃取した職員	免職
人を欺いて公金等を交付させた職員	免職
公金等を紛失した職員	戒告
重大な過失により公金等の盗難に遭った職員	戒告
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした職員	減給又は戒告

【公金等を適切に扱うためのチェックポイント】

- ☐ 学級費、学年費などの学校徴収金の現金は、速やかに金融機関に預金していますか。学校徴収金は、一時的な場合であっても、ロッカーや机に保管せず、金融機関に預金又は耐火金庫に保管していますか。
- ☐ 公金や学校徴収金の立替はありませんか。
- ☐ 教材費等の支払いは、速やかに行われていますか。
- ☐ 出納簿や領収書は整理されていますか。
- ☐ 複数人による定期的な会計監査が行われていますか。
- ☐ 個人の金銭と公金や学校徴収金を明確に区別していますか。
- ☐ 公金等の取り扱いに関する事務は、複数で処理する体制を取っていますか。
- ☐ 通帳と印鑑（公印）が別々に保管されていますか。
- ☐ 公印の管守者が、自ら公印の押印を行っていますか。

※ 「教職員の非違行為根絶のための研修用資料（平成２８年３月）」から抜粋

《 臨時講師等の募集について ～総務課から～ 》

現在、当事務所管内において、臨時講師等の欠員等が生じております。

お知り合いの方で、教員免許状をお持ちで臨時講師等をお引受けいただける方がおりましたら、御案内いただきますようよろしくお願いいたします。